

浜岡原発の再稼働を許すな！！



浜岡原発仮処分の申立人募集説明会のご案内

中部電力に対し「本裁判の結論が出るまでは浜岡原発3、4、5号機の再稼働をしない」ことを求める仮処分の申立人（債権者）を募集します。

私たちは、昨年7月に静岡地方裁判所へ浜岡原発の運転終了、廃止等を求める裁判（本裁判）を起こした弁護士有志270名余（うち静岡県弁護士会121名）のあつまりです。

南海トラフの巨大地震の震源域にある浜岡原発がマグニチュード9クラスの地震や19mの津波に耐えられるはずがないのに、中部電力は本裁判の結論が出る前に浜岡再稼働を決行しようとしています。仮処分の申立人になって浜岡原発の再稼働を阻止しましょう。

仮処分申立人募集説明会日時・会場

入場はもちろん無料、途中入場も可能です。

10/17(水) 18:30~20:30 (開場 18:00) 持ち物:印鑑

静岡会場 あざれあ（JR静岡駅から国道1号沿いに西へ徒歩9分）

浜松会場 浜松市地域情報センター（浜松合同庁舎・裁判所の南側）

沼津会場 沼津市民文化センター（市役所近く）

10/28(日) 14:00~16:00 (開場13:30) 持ち物:印鑑

静岡会場 静岡県弁護士会館（静岡地方裁判所構内）

浜松会場 静岡県弁護士会浜松支部会館（静岡地方裁判所浜松支部近く）

沼津会場 沼津市民文化センター（市役所近く） ←会場がこちらに変更となりました

※静岡、浜松とも裁判所の駐車場は利用できませんのでご注意ください。

国内在住の20歳以上の方であれば、誰でも参加可能です。

※ 駐車場の確保をしておりますので、お近くのパーキングか公共交通機関をご利用下さい。

※ 仮処分申立て印紙代実費2000円のみご負担いただきます（詳しくは説明会場にて）。

呼びかけ人「浜岡原発運転終了・廃止等請求訴訟弁護団」（略称：浜岡原発訴訟弁護団）

弁護団HP <http://www.hamaokaplant-sbengodan.net/>

携帯電話からはこちら→

問い合わせ先 浜松市中区池町2-2-1-5 大石康智法律事務所内浜岡原発訴訟弁護団事務局

